

## 令和7年度第2回府中市空家等対策協議会開催結果

令和7年7月25日（金）  
午前9時30分から午前11時まで  
市役所おもや会議室A401

### 出席委員（9名）

高野律雄会長、岩崎紗矢佳委員、岡野恭代委員、山田昭典委員、  
難波裕之委員、大木幸夫委員、椋田實委員、服部慶孝委員、田中研二委員

### 欠席委員（5名）

秋山としゆき委員、高津みどり委員、小澤博委員、佐藤昭雄委員、  
水越博光委員

### 事務局

柳下生活環境部環境担当参事、舟山環境政策課長補佐、  
中澤空き地・空き家対策担当副主幹、新山空き地・空き家対策担当主査、  
庄司事務職員

傍聴者 なし

### 議事日程

- 1 第3次府中市空家等対策計画（仮称）の策定について
- 2 答定期限の延長について
- 3 特定空家等に対する措置の進捗状況について

### 資料

【資料1】第3次府中市空家等対策計画（仮称）の取組内容及び実施体制の  
ポイント

【資料2】計画策定スケジュール（変更案）

【資料3】第3次府中市空家等対策計画 現行計画と今回策定する計画の目  
次の比較

【資料4】第1回府中市空家等対策協議会における意見・回答対応表

【資料5】特定空家等に対する措置の進捗状況について

公開・非公開の別 一部非公開

## 会議録

### 事務局

ただいまより令和7年度第2回府中市空家等対策協議会を開会する。

まずは、本日の委員の皆様の出席状況である。府中市議会の秋山委員、高津委員、警視庁府中警察署の佐藤委員及び東京消防庁府中消防署の水越委員より欠席の連絡を頂いている。また、土地家屋調査士会の小澤委員、自治会連合会の椋田委員はこちらに向かわれているところであり、到着され次第、参加の予定である。

本協議会については、府中市空家等対策協議会運営規定第2条第3項の規定により、定足数が過半数に達することで成立することとなっており、本日の会議は定足数14名に対し、現時点において8名の委員の皆様のご出席を頂いており、過半数に達していることから有効に成立することを報告する。

なお、本日の会議の時間については、最長で2時間程度を想定しているので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いする。

また、本日も第3次府中市空家等対策計画（仮称）の策定業務について支援を頂いている株式会社ランドブレインより米村様と松井様に同席を頂いている。

続いて、次第の2「会長挨拶」に移る。

### 高野会長

（会長挨拶）

### 事務局

それでは、ここからは会長に進行をお願いする。

### 高野会長

まずは、次第の3「府中市空家等対策協議会の公開について」を諮る。事務局から説明をお願いする。

### 事務局

府中市情報公開条例第32条に基づき、原則として会議は公開するものとされている。ただし、あらかじめ個人情報等の非開示情報を審議することが予想される場合は、同条第2項の規定に則り、委員の了承を得た上で会議を非公開とすることができます。

本日の会議では、議事(2)報告事項「特定空家等に対する措置の進捗状況について」が個人情報を含む内容となるため、府中市情報公開条例32条第2号の規定により、当該部分については非公開とし、議事録については当該事項を除いた上で公開することとする。なお、本日傍聴者は不在である。

## **高野会長**

委員の皆さんに諮る。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

意義がないため、事務局の説明のとおりとする。

それでは、次第の4「議事」に入る。

まずは(1)審議事項「第3次府中市空家等対策計画(仮称)の策定について」である。事務局から説明をお願いする。

## **事務局**

(資料1、資料2について説明)

## **高野会長**

計画策定の第3章及び第4章の要点並びに策定スケジュールの修正の説明までが終ったが、ここまでで質問・意見はあるか。無いようなので、要点とスケジュールについては報告のとおりとする。

続いて、諮問に対する答申期限の延長の手続を執りたい。事務局より説明をお願いする。

## **事務局**

昨年度、令和6年12月26日付けの諮問書において、次期空家等対策計画の策定について府中市長より諮問を受けており、その答申期限が、令和7年10月31日とされているところである。先ほど承認いただいたスケジュールに基づき、次期空家等対策計画の審議を12月末まで行うため、本協議会からの答申を12月下旬まで期限を延長するようお願いする旨を市長に対し通知するものとなる。

## **高野会長**

答申期限を延長して十分に議論をしたいということである。このことについて質問・意見はあるか。無いようなので、そのように手続を進めることとする。

それでは、次の説明を事務局よりお願いする。

## **事務局**

(資料3(第1・2章の修正、第3章の基本方針1)について説明)

## **高野会長**

第1章、第2章の前回からの修正点、基本方針1「空家等の発生予防に関する施策」についての説明があったが、質問・意見はあるか。

**岡野委員**

25ページ【1-3】の「売却や賃貸などの処分や管理を子供等が代わりにすることができる仕組み」は家族信託のことを指しており、この言葉はだいぶ世間に浸透していると思うので、「家族信託」という文言を入れてはいかがか。

**事務局**

指摘のとおり「家族信託」という文言を使用したい。

**岩崎委員**

私のところに相談に来る方には「家族信託」を知らない方が結構いらっしゃるので、併記してはいかがか。

**高野会長**

専門用語は入れておいた方が分かりやすいので、併記としたい。続いて、事務局より説明をお願いする。

**事務局**

(資料3(基本方針2)について説明)

**岩崎委員**

27ページ【2-4】の財産管理人制度の活用強化については、方針として、とても良いと思う。その中で例示されている制度が、「相続財産清算人及び不在者財産管理人等」という用語から始まっているが、これらは不動産に限らず財産全体を管理する制度であり、大掛かりで、予納金も大きな金額になる。それに対して、該当不動産だけであれば、管理不全土地建物管理人や所有者不明土地建物管理人という不動産専門の制度が設けられている。恐らく、相続財産清算人・不在者財産管理人に比べて予納金が安くなると予想される。そのような実情がある中で、「等」とあるので、それらも含まれていることは分かりますが、相続財産清算人などとなると、話が大きくて取っつきにくい印象を与えると思う。

**事務局**

こちらの3つの制度については、順番等も含めて、再度記載内容を検討したい。

**岩崎委員**

加えて、所有者不明土地建物管理人というのもあるが、それについては含まれないという認識か。

**事務局**

令和3年の民法改正で所有者不明土地建物管理人の制度も設けられたので、法改正に併せて、こちらにも追記したい。

**椋田委員**

「空き家等の現状把握と適切な管理の促進」ということで、具体的に現状把握の方法はどのようになるか。

**事務局**

基本方針1において、【1-1】の出張講座や、【1-4】地域ごとの空き家事情に応じたアウトリーチ型の支援で自治会の皆様と連携した情報の共有、セミナーの開催等と説明したが、地域の自治会の皆様からの要望を受けて、空き家に関する市の取組を説明するとともに、地域の空き家の状況について情報交換・情報収集ができればと考えている。

**岡野委員**

27ページ【2-5】に代行サービス業者の紹介とあるが、市で具体的な業者一覧を示していただけるのか。信頼できる業者であると市が認証することにもなると思うが、いかがか。

**事務局**

空き家の所有者に、分かりやすく、今後の対応について検討いただくためには、有効と思われる所以、事業者紹介の仕組について検討していきたい。

**高野会長**

続いて、事務局より説明をお願いする。

**事務局**

(資料3(基本方針3)について説明)

**高野会長**

基本方針3「空き家等の市場流通・活用の推進」に関する説明だったが、質問や意見はあるか。

**岡野委員**

28ページ【3-2】にセーフティネット制度の周知とあります、居住支援法人の活用ということだと思いますが、その認識でよいか。また、府中市では、居住支援法人は社会福祉協議会で、ホームネットに委託しているが、居住支援法人

について、身元保証や見守り、残置物の処理もできると書かれているため、大家の不安軽減のために、そちらの強化も必要ではないかと考える。制度の周知にとどまらず、居住支援法人が具体的に色々と関わりを持つことが大切考える。

### 事務局

住宅セーフティネット制度に係る記述については、ご認識のとおり居住支援に係るところを指している。

居住支援、高齢者または障害者の住宅確保という点では、空き家の活用も方策の一つとして掲げているので、引き続き、福祉住宅部門、社会福祉協議会と情報交換等しながら進めていきたいと考えている。

### 山田委員

相談窓口などの活性化についてであるが、国立市の宅建協会では、例年、街頭相談を行っていたが、それほど人は集まつていなかった。昨年、空き家問題に対する相談という一点に絞って告知して開催したところ、想像をはるかに上回り、とても多くの方がいらっしゃった。空き家対策で悩んでいる方向けにポイントを絞ると非常に響くことが分かったので、そういう施策があつてもいいのかと思う。窓口を作るというよりも、積極的にポイントを絞った相談会の開催を検討すべきと考える。

### 事務局

毎月実施している空き家の相談会について、今後、友好的、効果的なものを開催していきたい。

### 岩崎委員

28ページ【3-1】の空家等の中には、建築物の状態や敷地条件が良いにもかかわらず利活用されていないところがあるとのことだが、傷みが激しくてなかなか流通しないような空き家もあり、それこそが管理不全になっていくところだと思う。そういうものに対する施策、取壊しとなればその土地をどう有効活用するかといった施策はあるか。

### 事務局

利活用というのは、表記にある管理されているものも、ここに表記のない繁茂して危険な状態のものも一緒に考えていかなければいけないと考えている。調査をしていく中で、接道要件も含め、なかなか流通に回らない空き家等も確認しており、適切な管理や建物の除却につながる助成制度の検討及び周知も図って参りたい。

### **岩崎委員**

前回の協議会で扱った部分で地域一体に高齢化が進んでいるところがエリア分けされていたことが印象に残っている。ただ単に民間事業者の間で流通させるだけでなく、そのエリアをどうしていきたいかという全体的な面としての施策も併せてご検討いただきたい。

### **棕田委員**

相談窓口は、所有者が相談に行く場合、基本的に1対1の関係なので個人情報的には問題はないと考えられる。問題は、近隣の方が市に空き家に関する情報提供をする場合であり、いわゆる個人情報の問題があるので、それがうまくクリアできるのか心配している。そういう情報は、どの程度提供していいのかという問題がある。空き家になりそうなところが一番問題だが、そういうところで何か方針はあるか。

### **事務局**

出張講座の中で地図を持参して把握に努めていきたい。まず、自治会や地域の方から情報を提供いただく際に、例えば、この辺りに空き家があるとお聞きしましたら、職員が現地に行って把握をしたいと考えているので、個人が特定されないような情報共有が図っていけるのではないかというのが一点。また、その家が空き家であり、その氏名が分かった場合でも、それが個人の問題に当たらない可能性も考えられるので、個人情報的な問題としては少しクリアできる部分もあると考えている。もっとも、地域の中では、空き家の情報がオープンになるとか、高齢者が単独で居住しているという情報が外に出るということへの懸念に配慮しながら、情報を共有できる仕組みを考えていく。

### **棕田委員**

知られたくないというケースが相当数ある。その部分で、災害時要援護者制度は考慮して作られていて、本人の確認が必要などとされている。各自治会が府中市と個人情報等に関する契約をして、個人情報を管理している。なので、同様の仕組みがないと、なかなか情報提供ができないかなという感じがしている。おそらく、あの方法が良いように思う。

### **難波委員**

他市との連携も取れるような仕組みになっているのか。例えば、府中市に空き家を所有しているが国立市に住んでいるとか。我々（全日本不動産協会）の相談会でもそのような相談があるが、そのような連携は、今まであまりないように思う。私たちの団体（全日本不動産協会）では、10月初旬に国分寺市の街頭で無料相談会を行う予定で、府中市にも後援していただく。そこに情報が集まってく

るが、そうしたところも含めた連携の仕組みはどうなっているか。

### 事務局

他市の関係課の担当者が集まる情報共有の場はあります、きちんとした仕組みはない。近隣の調布市、三鷹市、狛江市と府中市は日頃から情報交換をしたり、空き家相談会を一緒に開催したりしていますが、各市独自の手法もあり、今はそこに至っていない状況である。今後、そういう仕組みを作りていきたい。

### 岡野委員

25ページ【1 - 4】の地域ごとのアウトリーチ型の支援について、自治会との連携というところに、細かいことだが、民生委員を加えた方が良いのではないか。自治会がないところも出てきており、なかなか自治会との連携が難しくなってきてている。民生委員や地区社協にはアウトリーチしないのか。

### 事務局

我々としては、地域に根づいている方々を巻き込んで進めたいと考えているが、まだ合意もいただいているので「など」という表現にしている。民生委員とも連携していきたいという思いはある。

### 田中委員

今、話題に上がった地域における空き家対策というところでの捕捉になるが、各わがまち支え合い協議会の地域福祉コーディネーターも相談に応じているところである。11のエリアで、文化センターで週3回、困りごと相談会を行っており、空き家で動物や虫が多くて怖いとか、木が伸びてきて近隣からの苦情があるとか、相続をどのようにして良いか分からないとか、件数は多くはないが、そのような相談にも伴走型で応じているところである。

### 椋田委員

先程の件であるが、民生委員には個人情報の公開をしてはならないという縛りがあるため、実際の空き家に関する情報収集の面では上手くいかないのが現状である。名前を聞くこともできない状況である。災害時は例外とはなっているが、どこまで例外なのか。実際に、訓練では教えてもらえない。そういう意味では、民生委員とのコミュニケーションという話は分かるが、実際にうまく情報交換ができるかというのは、民生委員系は非常に厳しい。そのような問題があるので、先程言ったようなルールを作って、それに基づいてコミュニケーションするというやり方でないとなかなか難しいというのが、自治会側の考え方である。

## **服部委員**

民生委員の問題については、かなり地域によって差がある。民生委員そのものの関係とか、活動の範囲が非常に狭くてほとんど活動していない方もいる。民生委員がしっかり活動しているところは良いが、しっかり活動をしてないと、むしろ我々自治会の方が情報を多く持っていて、民生委員が聞きにくくことがある。そのような状態なので、民生委員を巻き込むのはどうかなというのが一つ。

それから、社会福祉協議会の田中委員からあったように、わがまち支え合いの会の運動も広まってきていて、何でも30分くらいのちょっとしたお手伝いをしますということを、特に小柳や南府中でもやっている。そこから困っている高齢者の情報が入ったりしている。この資料にも書かれているように、小柳6丁目、特に押立との境あたりは非常に高齢者が多く、施設に入ったりして空き家の予備軍がかなり多い地域だと思っている。個人的には、1日1回、町会を回っており、前回お話ししたかもしれないが、近隣の方からの情報を得て、協力して、所有者に連絡を取り、ここまで切ついいかというような承認を得ているのが実態である。これを市の方と連携して、協力しあえば、一步進んだ作業ができるのではないかと感じている。

## **高野会長**

面的広がりと、それによる切り口は幾つもあった方がいいと思う。個人の方から自発的に出てくることを混ぜれば一番良いが、そうでない場合に、自治会の皆さんや民生委員の皆さんのが色々なネットワークを使って対応していきたいと思うので、その辺を改めて検討していく。

続いて、事務局から説明をお願いする。

## **事務局**

(資料3(基本方針4)について説明)

## **高野会長**

説明が終わったが、審議のポイントをもう一度事務局からお願いする。

## **事務局**

31ページ「特定空家等及び管理不全空家等に対する措置」のフロー図において、管理不全空家等の判定から勧告までは、図の中段の空家等対策協議会に諮らない形で作成したが、空家等対策協議会に諮った上で勧告をするようにしたいと考えており、図の一番左の列、管理不全空家等の列の指導と勧告の間に空き家等対策協議会の図を追加したいと考えている。

**高野会長**

府中市空家等対策協議会という一つのステップを、この指導と勧告の間に入れたいということである。

**事務局**

管理不全空家等でも特定空家等でも勧告をすると、同様に、固定資産税の住宅用地の特例が解除され税額が高くなるが、今回提示したフロー図では、管理不全空家等は事務局だけで勧告を行い、特定空家等は空家等対策協議会に諮って勧告を行うということとなっている。勧告によって同じ効果があるので、同じレベルにすべきではないかと考え、勧告については、管理不全空家等・特定空家等ともに、空家等対策協議会に諮っていきたいと考えている。

**高野会長**

つまり、右2列の空家等対策協議会を左へ伸ばすということである。

**山田委員**

特定空家の協議会を経なくても管理不全空家としてしまえば市のほうで勧告まで出せるということになってしまうという理解でよいか。

**事務局**

おっしゃるとおり。スピーディーさとして言えば、そちらの方が早いのだが。

**岩崎委員**

法律に基づく指導・勧告だと思うが、条文を比較した時に違いはあるのか。

**事務局**

条文上は特に協議会に諮るという文言はなく、段階的に指導をし、改善されない場合は勧告という仕組みになっているので、その部分については、管理不全空家等と特定空家等における違いはない。

**岩崎委員**

おっしゃるとおり条文上は協議会を通さなければならぬというところではない。両者の条文を比較した時に、何か言い回しなどに違いがあるのか、要は、私道・勧告の先に固定資産税の特例解除がある、そういう流れは同じだが、その根拠となる22条と13条の間に何か表現の違いがあるのか。表現の違いから重要性を法律が示唆しているのかを知りたいという趣旨である。

**事務局**

すぐに回答が出せないので、調べたうえで回答としたい。

**田中委員**

資料21のフロー図を左側に伸ばすという話だが、丁寧な判断という意味では、確かに空家等対策協議会を挟んだほうが良いと思う。ただ、空家法に基づいて、市側としても助言・指導、勧告、命令、代執行と段階を踏むと思うので、それならば、21ページ下の3行に「危険性のある空家等を的確に判定し、除却を促すとともに、適切な対応を実施します」とあるので、空き家への対策が、これから核家族化、高齢化が加速していく中で、各所でさらに必要となることを考えると、ここでの丁寧な判断が必要だと思う一方、こちらを通すことによってスピーディーさが失われないかが心配である。その実質と、丁寧さの狭間というところの判断が問われる。

**高野会長**

おっしゃるとおりだが、市の担当とすると、同じ流れなので協議会でも状況を把握した上で、勧告をしっかりやりたいということである。

**山田委員**

市の判断だけで固定資産税の特例解除をしていいのかというところ、専門家である対策協議会で第三者の客観的な視点から担保してもらうということ。

**難波委員**

22条でいう指導と勧告の間に協議会は再度入らなくてもいいということか。

**事務局**

特定空家等については、都度、進捗を報告するとともに、判断を諮詢しているので、特定空家等の22条の方は現状のとおりである。

**山田委員**

左に伸びるとしたら、協議会はどこに入ってくるのか。

**事務局**

指導と勧告の間である。

**岩崎委員**

中央の列は、最初に協議会を通して、指導と勧告の間には入ってこないということか。

**事務局**

特定空家等については、認定前から入り、認定されて以降も都度、評価・判断をいただくものである。

**岩崎委員**

一番左側の列は、指導と勧告の間に1回だけ入るということか。

**事務局**

管理不全空家等については、勧告が最後のフェーズなので、勧告について判断をいただいて以降は、進捗報告になる。また、特定空家等に進むぐらいの程度になれば中央の列に移動するということになる。

**岩崎委員**

どこで協議会が入ると想定されているか承知した。

**棕田委員**

基本的には、自動的に市の職員のレベルで最後まで行くのは、少々引っかかるので、途中に協議会を入れて、第三者による客観的な判断を担保するということでよいか。職員だけで判断すると、外部から批判された場合に対応に苦慮するかもしれないから必要なのだろうと考える。そういう意味でも、協議会としては大変になりそうだが、勧告の判断に入った方が運用はやりやすいと思う。

**高野会長**

結局、管理不全空家等がそのままになってしまえば、特定空家等になってしまふので、その前の判断にも関与したほうが良いとの意見でよいか。

**棕田委員**

おっしゃるとおり、関与したほうが良いと考える。

**事務局**

スピーディーさについて、現時点では件数がどれくらいになるか想像できないが、例えば、管理不全空家等の勧告も協議会に諮るとして、件数が多くなった場合には書面開催という方法も考えられる。協議会の仕組みを考慮すれば、スピーディーさを保つこともできるかもしれない。

**岩崎委員**

勧告をこの協議会で判断するにしても、恣意的なものであつたら意味がない。そのため、どのような場合に勧告するのかという裁量基準のようなものはあるの

か。それがあるのであれば、逆に、ある程度は基準への該当性をもって、裏付けとして説明できる根拠となるのではないかと思う。

基準の中で、例えば、このレベルまでなら誰かの専決で勧告を出せるというような運用もあり得ると思う。協議会による判断であっても、その時のメンバーに左右されは何の意味もない、裁量基準をどうするのかというところがポイントであると考える。

### 事務局

現段階では、勧告に対する基準は設けていないが、他市の例を見ると、何回指導したとか、何ヶ月以内に改善しなかったという基準を設けている先例もあるので、それを参考にしながら基準を作成し、協議会において、その基準について審議いただいた上で、決定していきたい。

### 高野会長

いずれにしても、ここでその基準を定めなければいけない。

### 難波委員

昨年度に策定した特定空家等・管理不全空家等の判定基準をより明確にルール化・具体化していったほうが、よりスピーディーな判定をしやすいのではないかと思う。

### 山田委員

特定空家等の勧告に関しても、今まで基準はないものと認識している。

どれぐらい指導し、どれぐらいそれに対して所有者が反応してくれるのか、改善の意思があるのかないのか進捗を見ながら、勧告して、固定資産税の特例解除まで行ったという流れは、毎回、結構な時間がかかる。時間がかかることは歯がゆいところであったが、それだけ時間をかけてやっているということを考えれば、管理不全空家等の方だけを、パッと基準を決めてやってしまっていいのかという疑問がある。今後、事例が蓄積されていけば、ある程度、勧告の基準を作ってもいいと思うが、現段階でこうやったら勧告、こうやったら命令みたいな基準を作ることは、時期尚早な気もする。

### 高野会長

意見を沢山いただいたので、今日は結論を出さずに、事務局の方で少し検討させてもらいたい。

続いての説明を事務局からお願いする。

**事務局**

(資料3(第4章)について説明)

**高野会長**

主体別の役割及び実施体制につきましての説明であった。何か意見はあるか。

**大木委員**

第3次計画案はよく検討されていると思う。今までとこれからの流れとして、私ども専門家団体、建築士の立場から少し話をさせてもらいたい。

まず、現況の把握として、空き家対策として一番の目的は、市民の健康と安全を図ることである。安全を図る上での一番の要素は、建物の老朽化及び樹木の倒壊を防ぐことにあると言える。現状においては、危険家屋の一段の老朽化、樹木の繁茂も進んでいる。本日の午後、特定空家等のへ現地視察があるが、進行度合いを確認することは重要なことだと思っている。

それから、これからの方針として、危険家屋においては、解体をしてしまえば安全が確保できるが、廃材の燃焼処分に伴うCOの増加による環境破壊、新築に伴う材料エネルギーによる更なるCOの増加、森林伐採による環境破壊が伴うので、私ども建築士事務所協会としては、根本的には空き家の再利用を考えている。そこで、建築士の立場として、まず、建物の健康診断を行い、既存住宅の状態を把握する。これはインスペクションというものである。

それから2番目として、建物が地震や台風に耐えられるかの耐震診断。

3番目に、さらなる耐震補強工事による精密診断。

4番目に、住宅からアパートへの用途変更。

5番目に、二世帯住宅としての同居及びリフォーム。

これらの既存住宅の再利用を目指し、建築基準法に基づき、実行していきたいと考えている。以上、相対的な話の報告となる。審議に値するかどうか分からぬが、報告させていただいた。

**高野会長**

今のことに関わっていても、別のことでも構わないが、何か意見があればお願いする。

**椋田委員**

再利用の話が出たが、現実的に、私の住んでいる地域は約350世帯あるが、ほとんどが再利用ではなく建替えとなっており、1世帯だった敷地に分筆して2棟建てるというのが実質的に9割となっている。再利用は分かりますが、金額の問題でなかなか難しいと思われる。若い人たちが購入できる金額はある程度決まっていて、その範囲内で購入することになるので、再利用ではなく、新たに建て直

すものが非常に多い。結果、住民の数が増え、子供たちも増えて、高齢者が減っているというのは、コミュニケーション的には良い方向に進んでいるとも言うことができる。そのため、再利用は難しいにではないかと感じたところである。

### **高野会長**

住宅の環境、土地と家屋の状況によっては再利用が難しいところもあって、今的话のように2軒になるところもあれば、大木委員があっしゃったように、色々な用途に再利用できるところもあるので、両方とも構えておく必要があるのではないかだろうか。

### **大木委員**

やはり、地球環境の問題に行き着くかなと思っている。建物が危ないからと、危険家屋を行政代執行なりで壊してしまえば、安全は確保できる。今、相反することを言っているかもしれないが、環境問題と捉えた場合には、新築するということは、材料や供給エネルギーの問題、森林伐採に対する大きな無駄や環境破壊が発生するので、そういうものを踏まえて、住民がどう判断していったらいいかというような捉え方も必要かなということである。

### **高野会長**

当然、利活用で色々な方法があると思うので、貴重な意見として承る。

その他に意見はあるか。

### **岩崎委員**

些細なことだが、32ページの 民間事業者・専門家団体等に弁護士は例示されないのでだろうか。

### **事務局**

含まれるので記載するよう修正する。

### **高野会長**

それでは、計画案についての今回の審議は、ここまでとする。

次回は、前回と今回いただいた質問・意見を反映させるべく、第3次計画案の全体について審議いただくことになるので、引き続き、よろしくお願いする。

続いて(2)報告事項「特定空家等に対する措置の進捗状況について」である。個人情報を含む内容となるため、府中市情報公開条例第22条により非公開とする。

非公開部分

## **高野会長**

それでは、ここからまた会議を再び公開とする。報告事項につきましては、報告了承とする。

それでは、次第4の「議事」は終了したので、続いて、次第5「その他」について、事務局からお願ひする。

## **事務局**

その他として、2点お知らせする。

1点目は、次回第3回府中市空家等対策協議会の日程についてである。次回の協議会は10月8日に開催予定であるので、調整をお願いする。現在調整中であるため、正式なものは開催通知にて連絡する。

続いて2点目は、本日午後に予定している特定空家等現地視察についてである。特定空家等について新たに委員になられた方が実情を現地で見たことがないとの意見があったことから、現地視察を希望される委員の方については、午後1時半に市役所おもや西玄関前に集合をお願いする。事前に参加のご連絡を頂いているのは、難波委員、大木委員、田中委員の3名であるが、車の座席に余裕があるので、他に参加希望される方は申し出いただきたい。

## **高野会長**

新規を受け付けているので、どうぞ時間がある方はよろしくお願いする。

それでは、以上をもって閉会とする。貴重な時間を頂き、また、慎重に審議いただいたことに感謝申し上げる。

以上